

# 阿南工業高等専門学校外国人客員研究員規則

(平成21年4月1日)

(規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における外国人客員研究員の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「外国人客員研究員」とは、学術研究の進展と国際交流の促進に寄与するため、本校において研究活動に従事する外国人の研究者（他の定めにより受け入れる外国人の研究員を除く。）をいう。

(受入基準)

第3条 外国人客員研究員の受入れは、本校の教育研究上有意義であり、かつ教育研究に支障のない範囲において行うものとする。

(受入資格)

第4条 外国人客員研究員として受け入れることのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本国の大学、高等専門学校又は学術研究機関等の教授、准教授、講師、助教若しくは助手又はこれらに相当すると認められる者
- (2) 研究上の業績が優れていると認められる者
- (3) 共同研究等で本校に有益であると校長が認めた者

(受入申請)

第5条 外国人客員研究員を受け入れようとする組織の長又は教員（以下「各コース主任等」という。）は、原則として受入開始の1月前までに、外国人客員研究員受入承認申請書（別紙様式第1号）を校長に提出するものとする。

(受入期間)

第6条 外国人客員研究員の受入期間は、原則として1月以上1年以内とする。ただし、校長が特に必要と認めたときは、受入期間を延長することができる。

2 前項ただし書の期間延長については、外国人客員研究員受入期間延長申請書（別紙様式第2号）を延長開始の1月前までに校長に提出するものとする。

(受入承認等)

第7条 校長は、受入れ又は期間延長の申請があったときは、運営委員会の議を経て受入れ又は期間延長を承認するものとする。

(給与等)

第8条 外国人客員研究員には、原則として給与、渡航費及び滞在費等は、支給しないものとする。

(施設等の利用)

第9条 外国人客員研究員は、研究に必要な本校の施設、設備等を利用することができる。

(諸規則の遵守)

第10条 外国人客員研究員は、本校の諸規則を遵守しなければならない。

(受入れの取消し)

第11条 校長は、外国人客員研究員が前条の遵守事項に違反し、又はその他研究に従事することが適当でないと認められたときは、受入れを取り消すことができる。

(事故等による損害)

第12条 外国人客員研究員が、本校滞在中に発生した事故等により、傷病の治療を要する場合においても、本校はその責を負わない。

(弁償の義務)

第13条 外国人客員研究員が本校の施設、設備等を利用し、その責に帰すべき事由により、滅失又は損傷したときは、その外国人客員研究員に弁償を請求することができる。

(報告)

第14条 各科主任等は、外国人客員研究員の受入期間が満了した場合は、外国人客員研究員研究結果報告書(別紙様式第3号)により校長に報告するものとする。

(証明書の交付)

第15条 校長は、外国人客員研究員から証明書の請求があったときは、その研究事項等について証明書を交付することができる。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、外国人客員研究員の受入れに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年9月1日から施行し、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月21日から施行する。

(別紙様式第 1 号)

外国人客員研究員受入承認申請書

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

各コース主任等  
受入担当教員

下記のとおり、外国人客員研究員として受け入れたいので承認くださるよう申請いたします。

記

(フリガナ) 氏 名	生年月日	(西暦)	
	国 籍		( 歳) 男・女
本国における所属 機関及び職名			
最 終 学 歴	(西暦) 年 月卒業	学位	
主 な 職 歴			
研 究 題 目			
研 究 計 画 の 概 要			
受 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
期 間 中 の 居 所			
旅 費 の 出 途	渡航費		滞在費
在留資格・期間			

(別紙様式第2号)

外国人客員研究員受入期間延長申請書

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

各コース主任等  
受入担当教員

下記のとおり、外国人客員研究員として受け入れ期間を延長したいので、承認くださるよう申請いたします。

記

(フリガナ)	生年月日	(西暦)	
氏 名	国籍		( 歳) 男・女
研 究 題 目			
研 究 計 画 の 概 要			
受入承認期間	年 月 日～ 年 月 日		
受入延長期間	年 月 日～ 年 月 日		
旅 費 の 出 途	渡航費		滞在費
延 長 理 由			
在留資格・期間			

(別紙様式第3号)

外国人客員研究員研究結果報告書

年 月 日

阿南工業高等専門学校長 殿

各コース主任等  
受入担当教員

下記のとおり、外国人客員研究員の研究成果を報告します。

記

(フリガナ) 氏 名	
研 究 題 目	
受 入 期 間	年 月 日～ 年 月 日
研 究 成 果	